

厚生委員会

日程 (令和6年)		7月22日～7月24日（3日間）
調査都市		神戸市 倉敷市 広島市
視察参加者	委員長 副委員長 委員	藤田稔人 森基誉則 こんどう和雄 北村光一郎 松井隆文 村上ゆうこ あおいひろみ 丸山秀樹 佐藤綾 丸岡守幸 山口かずさ
	随行書記	羽石龍馬 上田真士
調査項目		1 地域福祉の取組について 2 公衆衛生への取組について 3 くらしきすこやかプラザについて 4 健康づくり政策について

神戸市

【地域福祉の取組について ～ごみ屋敷問題の解消～】

1 ごみ屋敷条例

(1) 条例制定の経緯

神戸市では、以前から住宅の敷地内に大量のごみをため込む「ごみ屋敷」の問題があった（平成28年当時のごみ屋敷件数は105件）。周辺住民から寄せられた相談の対応は各局区がそれぞれ任意で行っていたが、役割分担が不明確であり、また、既存法律の適応が困難であることから、十分な指導や支援の対応を行うことができていなかった。

そこで、同市はゴミ屋敷問題の解消を目指し、平成27年6月に「ごみ屋敷対策庁内検討会」を設置し協議を重ねた。検討結果を踏まえ、「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」（通称：ごみ屋敷条例）が平成28年6月29日に制定され、同年10月1日から全面施行された。



藤田 稔人 委員長

(2) 条例の目的

- ・安全で安心できる快適な地域の生活環境の保全
- ・公衆衛生の向上及び市民が相互に支え合う地域社会の構築

(3) 条例の対象

- ・「不良な状態」にある建物等

※不良な状態とは

廃棄物その他の物の堆積により、次のいずれかの状態が生じているなど、地域の衛生又は生活環境上支障が生じている状態

- ①悪臭の発生
- ②ねずみ、はえ、その他の衛生上有害な虫その他の動物の発生
- ③火災が発生する恐れがある状態

(4) 対応の流れ

①相談・受付・調査（区対応）

- ・区役所各課における相談受付
- ・現地確認等必要な調査

②各区連絡会議での情報共有・検討（区対応）

- （メンバー）各区関係課
（検討項目）
- ・情報と課題の共有

支援の実施（区対応）

- ・支援策又は対応策、再発防止策の検討・決定
- ・条例上の措置への移行の必要性

- ・地域福祉支援センター等
- ・精神保健福祉センター等

④措置（条例による行政指導・処分）（本庁対応）

- ・ごみ屋敷条例による助言・指導、勧告、命令、代執行等を実施
- ・経済的支援の決定
- ・学識経験者会議での助言

経済的支援の実施（本庁対応）

神戸市

(5) 居住者への働きかけ、支援の取組

ア 対応策、役割分担の検討（関係機関の連絡会議）

市民からごみ屋敷について相談があった場合、現地確認等の必要な調査を行ったうえで各区連絡会議を行う。

連絡会議では、情報と課題の共有、福祉的な対応の必要性、支援策又は対応策等について協議する。

イ 生活上の課題解決支援

連絡会議を踏まえ、福祉・医療的な支援、片付けの支援を行う。支援にあたっては、社会福祉協議会、地域包括支援センター、精神保健福祉センター等とも連携を行い、居住者の生活上の課題に即した対応を行う。



森 基誉則 副委員長

ウ ごみ屋敷の解消、再発防止策

措置にいたる案件ではない場合、ごみ出し支援サービス等を活用し、ごみ屋敷の解消を目指す。また、例外的ではあるが、環境局がパッカー車を派遣しごみ収集に協力する場合もある。

ごみ屋敷解消後は、定期的な訪問・現地確認や福祉的支援の継続を行うなどの再発防止策を講じる。

条例施行前に比べ、ごみ屋敷の件数は半数以下に減少

105 件（H28.8）→**35 件**（R5.3）

(6) 課題

- ・居住者に収入・資産がなくごみ屋敷を解消することが困難な場合、解消に必要な経済的支援を行うことができる（条例第15条）。しかし、資産把握が難しく適正な執行が困難。
- ・健常者の場合、福祉医療的支援ができず、継続的なフォローが困難。



こんどう 和雄 委員

＜委員からの主な質問と回答＞

Q： ゴミ屋敷件数減少の要因は、条例の制定により市民意識が変わったからか。

A： 市民にどれだけ条例が浸透しているかは不明であるが、条例により市役所内での業務が縦割りから体系的なものに変わったことが、ゴミ屋敷解消につながったのではと考えている。

Q： 条例制定により、市の職員の意識はどのように変化したのか。

A： 条例制定前はごみ屋敷問題に関して業務の押し付け合いとなっていたが、制定後は区役所が先頭に立ち、解決に向けて対応していこうという意識が芽生えていると感じる。

神戸市

【公衆衛生への取組について】

1 带状疱疹ワクチン接種料の一部補助について

(1) 事業開始の経緯

兵庫県が、带状疱疹ワクチン接種料助成を行う市町村に対して、助成金の一部補助を行うことを令和6年2月に発表した。これを受け、神戸市では早急な助成開始を目指し、令和6年4月からの実施に至った。

(2) 制度の概要

- ・助成対象者：満50歳以上の市民
- ・対象予防接種：不活化ワクチン、生ワクチン
- ・助成金額：4,000円（うち1/2を兵庫県が補助）
- ・助成回数：年度につき1回限り

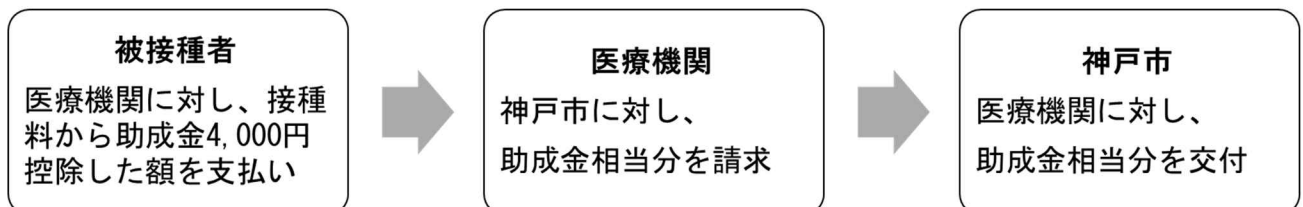
(3) 予算額

- ・8,852万円（接種人数19,340人を想定）
（財源内訳：県補助3,868万円、一般財源4,984万円）

(4) 助成金支給の流れ



北村 光一郎 委員



(5) 今後の課題等について

現在、国が带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けて審議を行っている。定期接種化となった場合、国の補助割合は1/3となり、現在の補助割合1/2に比べ市の負担が多くなってしまうため、今後の制度継続を含め検討が必要となっている。

<委員からの主な質問と回答>

Q： 50歳以上の接種対象者が70万人とのことだが、接種者数の目標はあるのか。

A： 対象者の2%にあたる14,000人を目標としている。

Q： 本制度について、広報宣伝は行っているのか。

A： 医療機関や薬局に対して、チラシやポスターを配布することにより、普及促進を図っている。

Q： 本制度実施の前後で接種者数に変化はあったか。

A： 5、6月と接種者数は徐々に増加している。また、設置したコールセンターへの問い合わせ件数も増加しており、関心は高まっていると認識している。

Q： 生ワクチンと不活化ワクチンどちらの接種数が多いのか。

A： 安価な生ワクチンが約300人、高価な不活化ワクチンが約600人と2倍の接種数となっている。

倉敷市

【くらしきすこやかプラザについて】

1 開館までの経緯について

昭和 47 年に建設した倉敷市総合福祉会館・倉敷児童会館の老朽化が進んでいることや、駐車台数が少ないとの利用者からの声を受け、建替えの検討が行われた。

あるきそう

検討を踏まえ、倉敷児童館、有城荘、ふじ園からなる複合施設として建替えを行い、令和 4 年 7 月 29 日に利用開始となった。



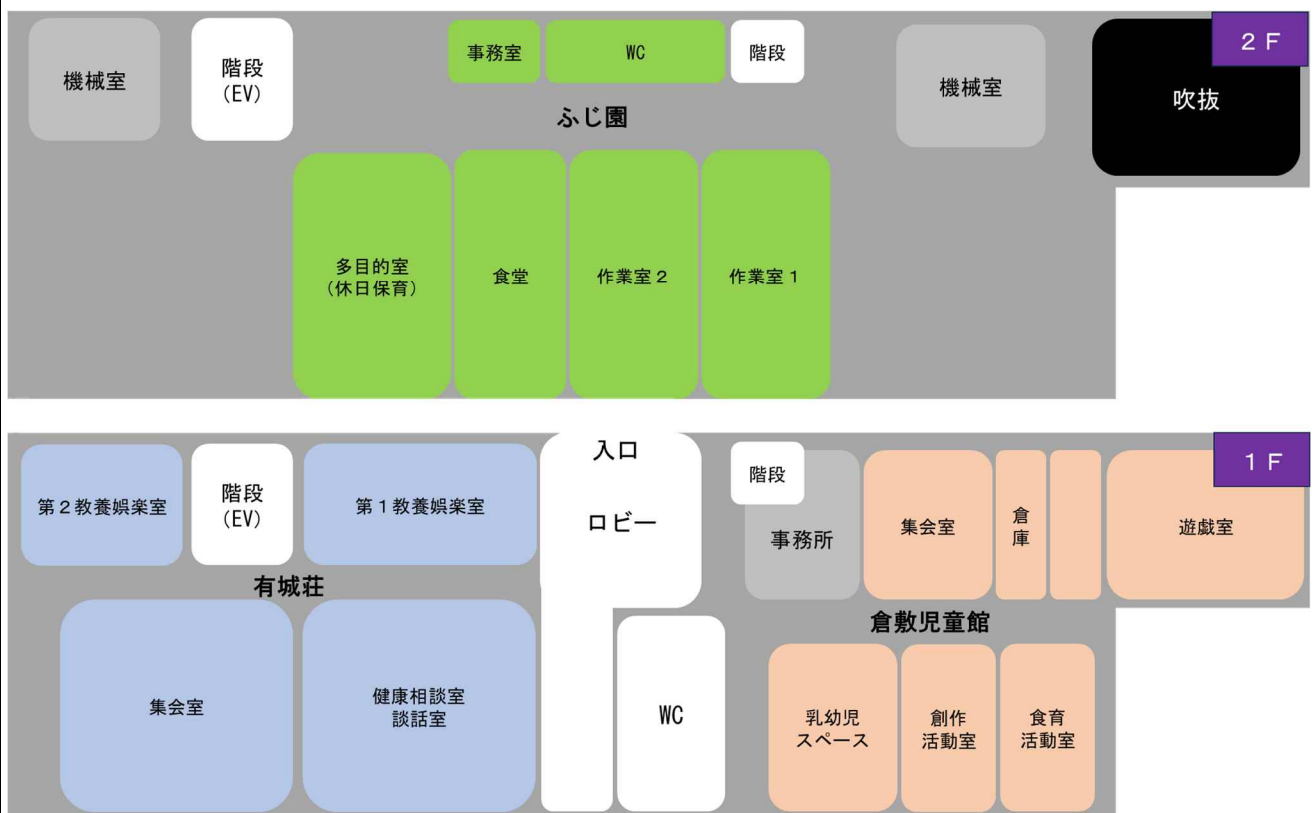
松井 隆文 委員

2 施設の概要について

(1) 基本情報

- 施設概要 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 一部木造
敷地面積：6,070.37 m²
建築面積：2,048.95 m²
延床面積：2,671.67 m²
- 館内配置 1階 児童館、有城荘
2階 ふじ園
- コンセプト 子どもや高齢者、障がいのある人が、健全で楽しく共にふれあう、生きがいと元気のあふれる活動の拠点

(2) 館内配置図



倉敷市

(3) 各施設の概要

倉敷児童館

- ・ 利用対象者：0～18歳未満の児童
子育て支援に関係する個人・団体
- ・ 特色：子どもの遊び場の提供だけではなく、育児相談や親子の交流の機会の提供など、子育て支援にも注力している。
また、休日にはふじ園の多目的室を活用し、休日保育の受入れを行っている。

有城荘

- ・ 利用対象者：60歳以上の高齢者
- ・ 特色：各種講座の開講や同好会の支援、様々な行事の実施等により、高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーション活動等の場を提供している。

ふじ園

- ・ 利用対象者：一定期間の訓練が必要な知的障がい者、精神障がい者就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方
- ・ 特色：生活訓練、就労移行支援の2つのサービスの提供により、利用者の一般就労を支援している。
また、地元名産のジーンズ生地を使った縫製作業など、地域に根差した支援を行っている。

3 複合化の成果について

(1) 利便性の向上

複合化により建築面積が減少し、駐車台数の増加に繋がった。また、全館バリアフリー化となったことから、利用者がより過ごしやすい空間となった。

(2) 職員間の連携強化

施設間の移動がしやすくなり、他施設の職員へ応援を依頼できるようになるなど、連携が強化された。また、備品や施設の貸し借り等もしやすくなったことで効率的な施設運営に繋がり、サービスが向上した。

(3) 利用者間の交流活発化

各施設利用者間の距離が近くなり、交流が活発化した。毎月の交流に加えて「くらしきすこやか祭り」を年1回開催し、更なる交流を図っている。



村上 ゆうこ 委員



あおい ひろみ 委員

倉敷市

4 施設調査について

説明聴取の後、施設内の視察を行った。



＜委員からの主な質問と回答＞

- Q：倉敷児童館で休日保育を行っているとのことだが、職員の採用基準等は定めているのか。
- A：保育に従事する職員については、教員、保育士資格保持者を採用条件としている。また、採用後に子育て支援員の研修も実施するなど、よりよい保育サービスを提供できるよう心がけている。
- Q：札幌市では介護、保育人材の不足が課題となっている。倉敷市でも同様の問題は生じているのか。また、人手不足問題について、どのように取り組んでいるのか。
- A：倉敷市でも人手不足の問題は生じている。利用者に安心安全に過ごしてもらうには、職員の目が施設全体に行き届いていることが重要であると考えているため、職員の配置を含め、工夫しながら運営をしている。
- Q：本施設は市の中心部から離れた位置に所在しているが、自家用車を保有していない高齢者等への配慮はどのようにしているのか。
- A：市内には本施設以外にも福祉会館があることから、自宅の近隣の施設を利用してもらうよう案内している。
- Q：児童館の遊戯室でスポーツをする際の年齢制限が小学校4年生以上なのはなぜか。
- A：児童同士の接触等による怪我を防止するため、市内の小学校で部活動への加入が可能となる小学校4年生からの利用としている。
- Q：施設のデザインコンセプトはあるのか。
- A：暖かみを感じることができるような施設となるよう木材を多く使用している。

広島市

【健康づくり政策について ～高齢者いきいき活動ポイント事業～】

1 事業開始の経緯

広島市では、平成5年度から、高齢者の社会参加を促進することを目的に70歳以上の高齢者に対して、高齢者公共交通機関利用助成事業を実施していた。高齢者公共交通機関利用助成事業は、対象者に公共交通機関の利用券等を一律6,000円支給するという方法であったため、制度本来の目的に即した利用がされているかどうかの検証には限界があった。

この課題を踏まえ、よりの確かつ効果的に高齢者の社会参加を促進するため、平成29年度から現行の高齢者いきいき活動ポイント事業に移行した。

2 事業の目的

高齢者が取り組む健康づくり・介護予防活動やボランティア活動の支援を行うことによる、的確かつ効果的な高齢者の社会参加の促進・生きがいのづくりの推進。

3 事業の概要

(1) 対象者

- ・広島市内に住所を有する65歳以上の高齢者

(2) ポイント付与の対象となる活動

ア 地域の支え手となる活動

① 一般的なボランティア活動（2ポイント）

（例：地域の見守り活動、清掃活動など）

② 特定のボランティア活動（4ポイント）

（例：公共施設の清掃、高齢者及び障がい者の付き添い介助など）

イ 健康診査の受診等（2ポイント）

（例：各種検診、薬剤師等による「服薬情報のお知らせ」の確認など）

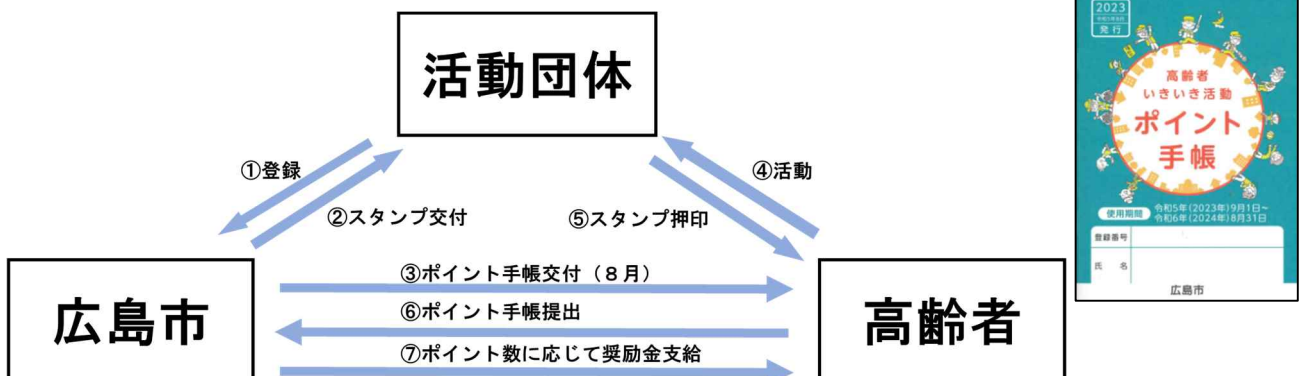
ウ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント）

（例：介護予防教室等への参加、スポーツセンターの利用など）

(3) 年間獲得ポイント数（奨励金の上限）

対象者		奨励金（獲得ポイント数）の上限	交通費助成の上限
65歳以上の高齢者		10,000円（100ポイント）	—
要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成との併用者	要支援者	7,500円（75ポイント）	2,500円
	要介護者	5,000円（50ポイント）	5,000円
障害者公共交通機関利用助成との併用者	障がい者	4,000円（40ポイント）	6,000円相当

(4) ポイント付与の流れ

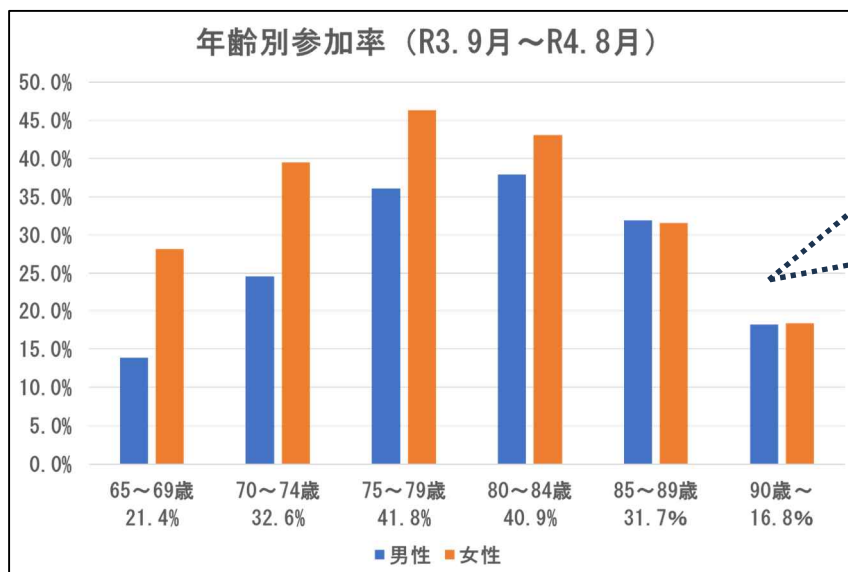


丸山 秀樹 委員

広島市

(5) 参加者数及び事業費等

区分	対象者数	参加者数	参加率	登録団体数	事業費
事業1年目 (H29.9～H30.8)	18万 900人	5万 856人	28.1%	1万1,601	9,584万6千円
事業2年目 (H30.9～R1.8)	19万1,747人	5万8,744人	30.6%	1万2,630	5億1,064万6千円
事業3年目 (R1.9～R2.8)	20万1,354人	6万1,759人	30.7%	1万3,986	5億9,840万6千円
事業4年目 (R2.9～R3.8)	24万8,542人	7万7,593人	31.2%	1万5,549	6億8,245万7千円
事業5年目 (R3.9～R4.8)	25万2,909人	8万1,846人	32.4%	1万6,188	8億2,085万 円
事業6年目 (R4.9～R5.8)	25万5,441人	8万6,232人	33.8%	1万6,918	8億5,781万5千円
事業7年目 (R5.9～R6.8)	20万3,502人	—	—	—	11億4,787万2千円 (予算額)
事業8年目 (R6.9～R7.8)	—	—	—	—	10億3,393万 円 (予算額)



ほとんどの年代で、男性に比べて女性の参加率が高い。75～84歳では4割以上の高齢者が参加している。

4 これまでの取組と成果について

(1) 事業への参加促進に向けた取組

ア 対象年齢の拡大、周辺自治体との連携

令和2年9月から、対象年齢を70歳以上から65歳以上へ拡大した。また、周辺市町（府中町・海田町）とも連携し、相互にポイントを付与している。

イ 各種普及活動

市の広報番組や広報誌、パンフレット等での宣伝を行っている。また、町内会などから依頼があった場合には出前講座も実施している。

(2) 介護予防としての効果について

ア 医療費・介護費の状況

1人当たりの医療費及び介護費について、事業開始前（H29年）と比



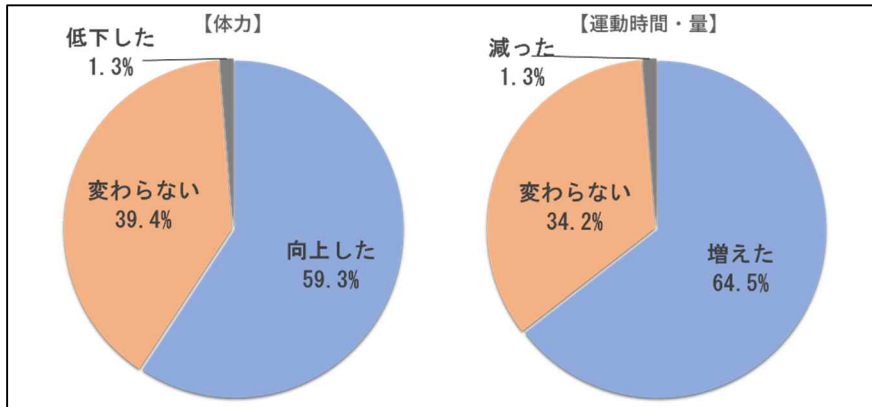
佐藤 綾 委員

広島市

較したところ、医療費（R2年時）は約68,000円/年、介護費（R3年時）は約26,000円/年の減額となった。

イ 高齢者の変化

事業参加者へアンケートを実施したところ、半数以上が体力の向上、運動量の増加を実感しており、健康増進に繋がっていることがわかる。



丸岡 守幸 委員

5 今後の課題や取組について

(1) デジタル化への移行

事業開始時から、紙媒体の手帳によりポイント管理をしており、デジタル化への移行が課題となっている。今後はアプリなどでの運用を考えているが、高齢者のスマホ普及率を考慮し、当面は紙媒体を継続する予定。

(2) 獲得ポイント上限超過者へのインセンティブ

1人当たりの獲得ポイント数（奨励金）の上限は100ポイント（10,000円）であり、上限超過者が意欲を失わない仕組みづくりが課題となっていた。R6年9月から、上限超過者の中から抽選でカタログギフトを送付する取組を開始した。



山口 かずさ 委員

<委員からの主な質問と回答>

Q：事業参加率の目標はあるか。

A：参加率について、現状の3割は行政の施策として考えると高いものであると認識している。今後も促進活動を継続し、健康増進に向けた取組を普及していきたい。

Q：更なる参加促進のためには、ポイント上限を引き上げることも効果的と考えるが、どのように検討しているのか。

A：一定の参加率は得られているため、上限の100ポイントを変更することは考えていない。

Q：本事業が医療費、介護費の減少に寄与したと考えているとのことだが、他事業から見た本事業の位置づけはどのようなものか。

A：広島市の取組は、様々な制度を活用しながら地域を盛り上げることを目標にしている。本事業はそのうちのひとつという認識であり、市民が健康に関心を持つ入口になっていると感じている。

Q：要支援者、要介護者、障がい者それぞれの活動参加率はどの程度か。

A：要支援者は24.4%、要介護者は23.4%、障がい者は59.1%となっている。